

中西のぶひろと市政を語る

学校が変わる！

小中一貫教育で何が変わるの？

- ▶ 平成29年9月24日
- ▶ 四条会館

## ■義務教育は

●小学校6年・中学校3年の9年制で行われてきた

(昭和22年施行)

子どもの成長の度合いの変化

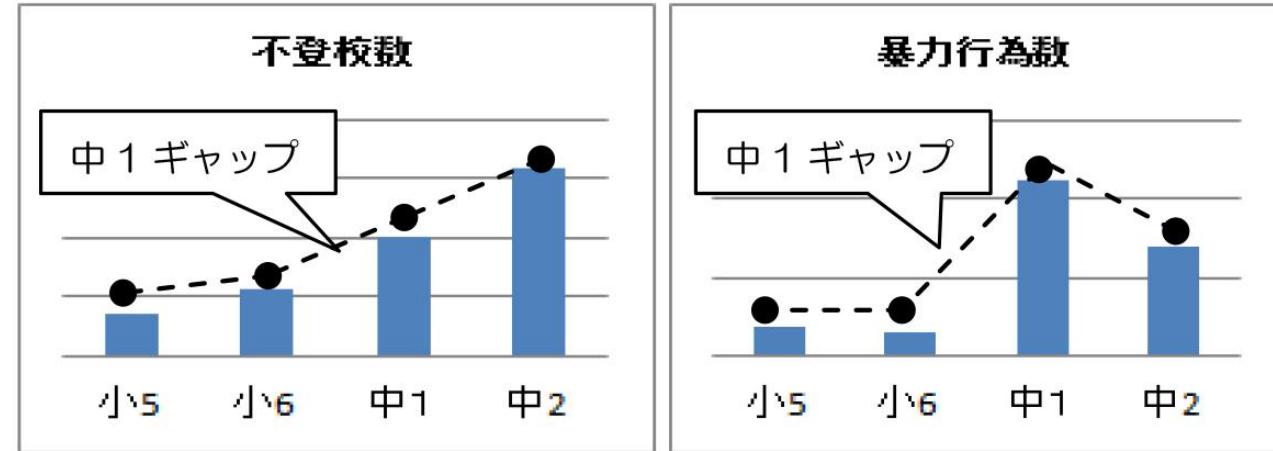
子どもをとりまく社会環境の変化

●小学校から中学校にスムーズに移行できない

「中一ギャップ」

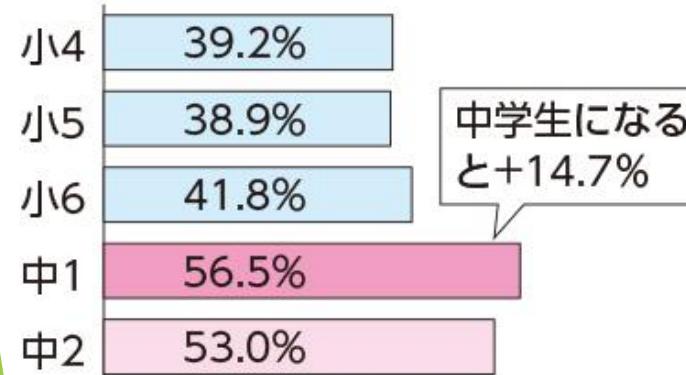
# 中一ギャップ と言われる問題

▼「不登校の数」「暴力行為の数」  
中1ギャップがあります。(H26年問題行動等生徒指導上の調査より)

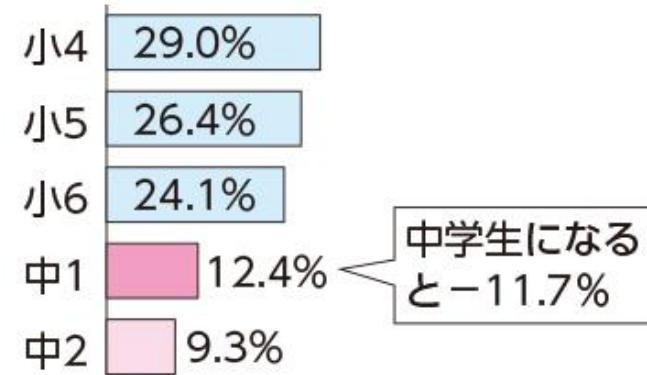


## 学年別の学習上の悩み

上手な勉強のやり方がわからない



学校の授業がよくわかる



(文部科学省『小中一貫教育』の現状と今後の方向性について)より

## ■戦後70年経過した義務教育制度の見直し

### ●小中一貫教育

小学校と中学校の課程を調整し一貫性を持たせた体系的な学校制度

取り組んでいる自治体 239/1718（平成29年度）

### ●義務教育学校

学校教育法の改正により、2016年度（平成28年度）から新設された学校教育制度

平成28年度 22校

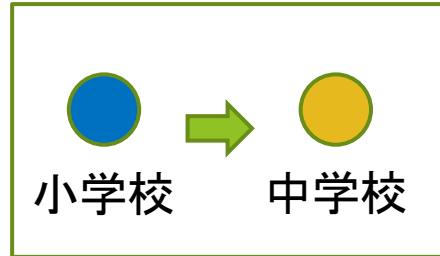
平成36年度開校予定 36校

# 東大阪の小中一貫教育

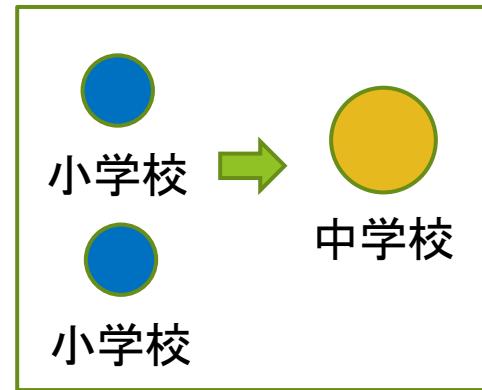
31年度から、全小中学校で小中一貫教育が行われます  
一部の学校だけではだめなの？…**NO！(教育委員会)**  
東大阪の小中一貫教育にかける意気込みを感じます

# ■東大阪の校区

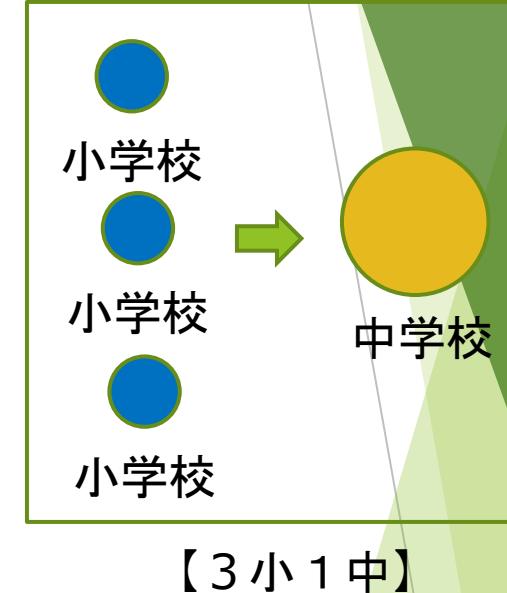
小学校：52校（52小学校区）  
中学校：25校（25中学校区）



（例）  
繩手南小→繩手南中  
池島小→池島中



（例）  
繩手小 → 繩手南中  
上四条小



（例）  
花園小  
玉串小 → 花園中  
花園北小

- ▶ 従来の小学校・中学校の制度はそのまま  
校名もそのまま
- ▶ 地域性を反映して通称をつけることが出来る  
例えば
  - 四条の風小中学校(縄手小学校・上四条小学校・縄手中学校)
  - 瓢箪山学園(縄手小学校・上四条小学校・縄手中学校)

# 小中一貫で、どんなことをするの

- 小学6年生が、中学校へ部分的に登校する

- 小学6年生に、一部教科担任制を導入する

- 小学5年生・6年生で定期テストを実施する

- 現代社会で求められるコミュニケーション力、情報活用能力、郷土への誇りを持つ人を育てる【未来市民教育】

小学校・中学校という壁を取り払い、小学校と中学校のつながりを、さらに意識した教育活動

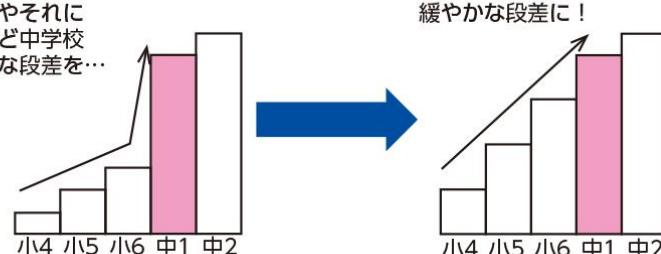
# ■東大阪が目指す小中一貫教育

## 東大阪市教育システムとしての東大阪小中一貫教育

### 学校移行期における円滑な接続と適応

小中一貫教育で不安を解消

環境の変化やそれに伴う不安など中学校進学への急な段差を…



### 確かな学力の定着

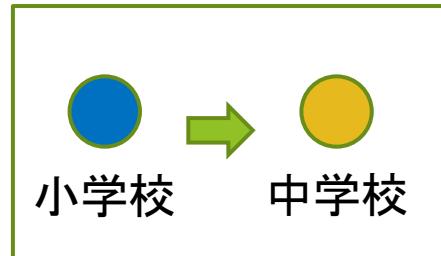
- ・すべての中学校区において、9年間を見通した系統性・連続性のある教育カリキュラムの実施
- ・中学校区独自の取組みの工夫

### 郷土に誇りをもつグローバルな人材「グローカルな人材」の育成

※グローカル=グローバル×ローカル

- ・地域社会を大切にしながら、広く世界に開かれたグローバルな視野を持ち行動できる人材の育成

# 東大阪の義務教育学校



【1小1中】

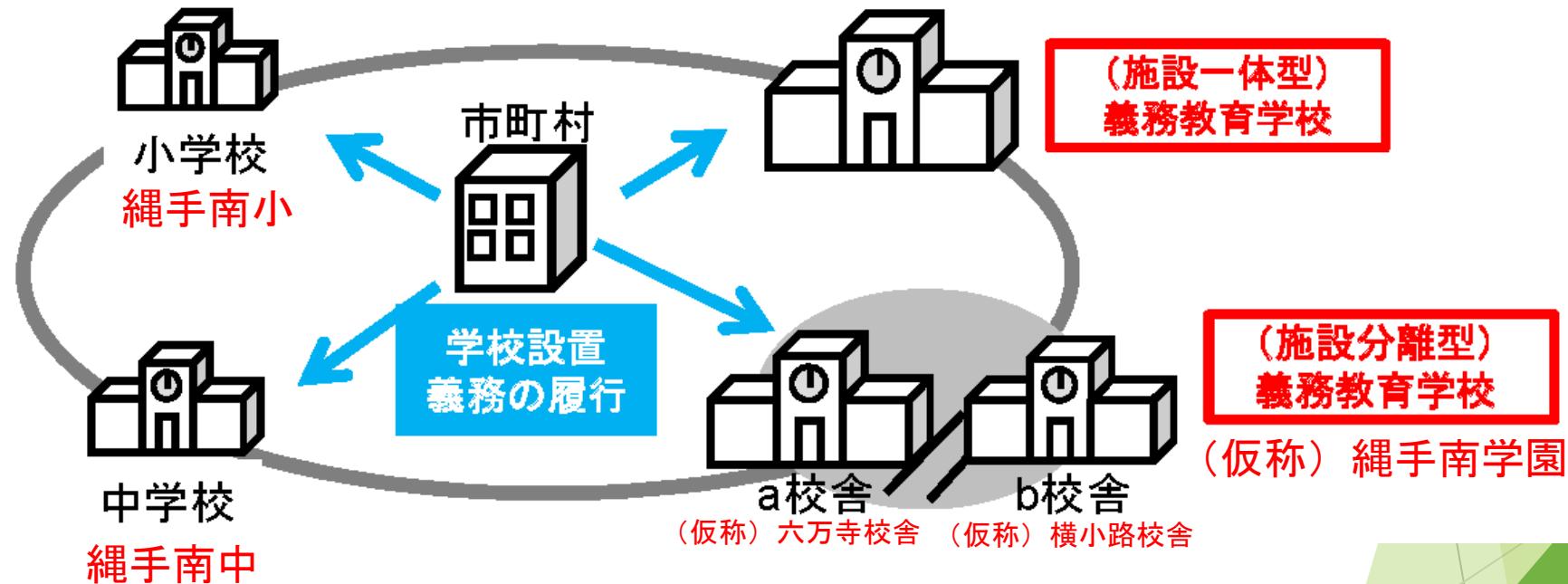
繩手南中学校区  
池島中学校区

東大阪市の小中一貫教育のモデル校

## ■義務教育学校とは

- ▶ 学校教育法が改正され、平成28年度からできるようになった
- ▶ 前期課程(小学校課程)と後期課程(中学校課程)に分かれる  
中学校受験する人は、前期課程修了が資格となる
- ▶ 学年の区切りは、自由に設定できる  
6-3制、4-3-2制、5-4制
- ▶ 施設一体型、施設分離型
- ▶ 教員は小学校・中学校の両方の免許が必要(当分は経過措置)
- ▶ 校長は一人  
副校長をおくことが出来る

(参考:義務教育学校のイメージ)



# ■東大阪の教育が変わる！

- 平成31年度から小中一貫教育
- 平成31年度から義務教育学校がスタート
- 戦後最大の学習指導要領の改定  
　小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施  
　（平成30年度から先行実施）
- 中学校給食を31年度から順次実施
- 平成31年度に全小学校普通教室に空調設備を設置

# ■東大阪の教育を変える大きなチャンス！

- 教育委員会の意欲

- 若い人が多いという教員の年齢構成！  
ピンチがチャンス

- 教員の意識改革

- 家庭との連携  
早寝、早起き、朝ごはん

- 地域との連携  
コミュニティスクールの推進

# ■東大阪市として特色ある教育を

- 従来からのよさ

- キャリア教育

- 人権教育

- 多文化共生

- 夜間学級

- 学力・体力の後進都市からの脱皮

- 他市に誇れる東大阪教育システムをつくろう

次回の

# 中西のぶひろと市政を語る会

■ 10月22日(日)午後2時～3時

場 所: 東体育館中会議室(鷹殿町)

テーマ: 介護予防・日常生活支援総合事業でまちが変わる

■ 11月26日(日)午後2時～3時

場 所: 横小路公民館(横小路町)

テーマ: 繩手南校区に義務教育学校ができる！

みなさん  
ありがとうございました

東大阪市議会議員

中西のぶひろ

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

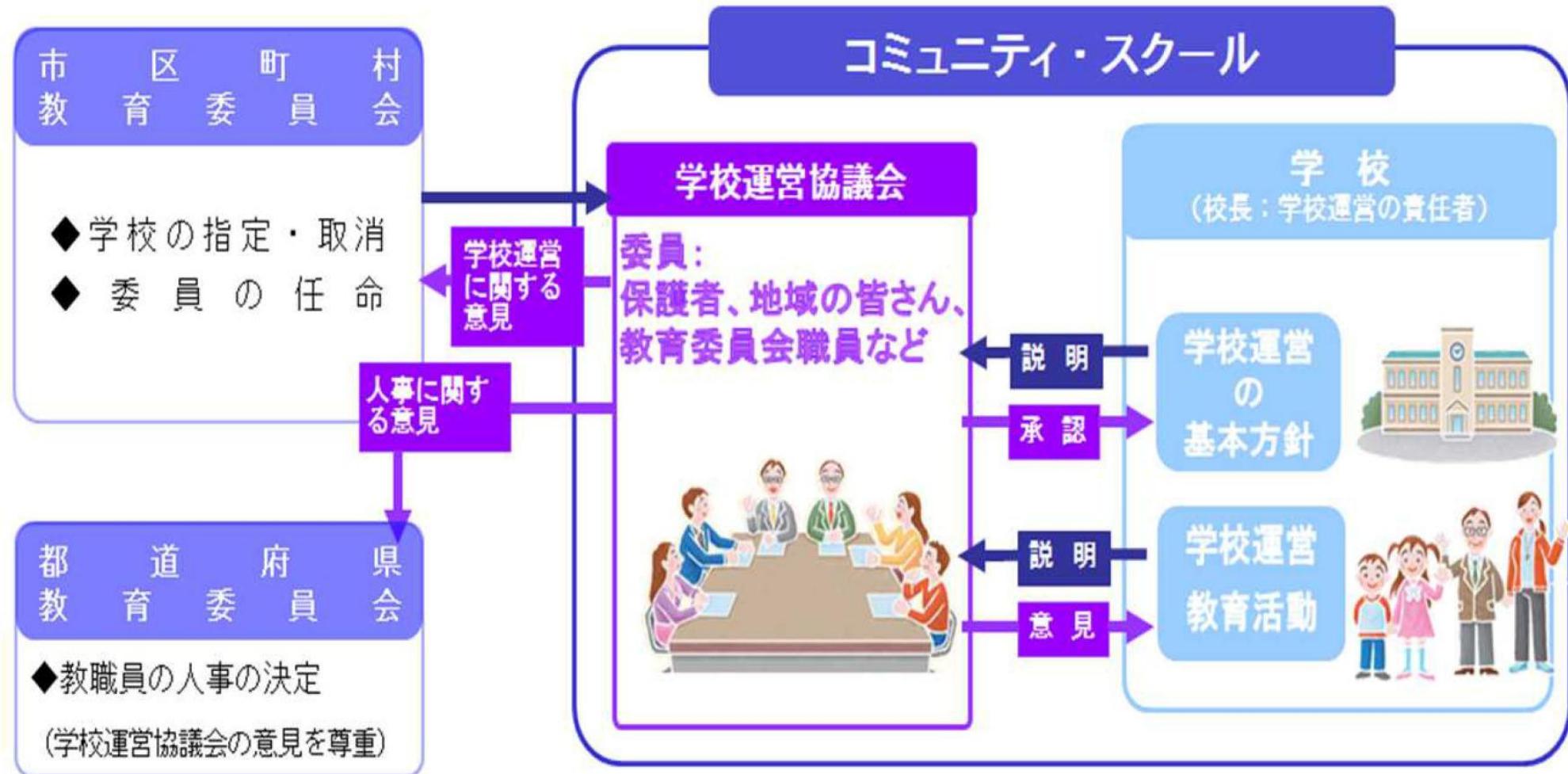
「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能があります。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】 H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長が作成する学校運営の **基本方針の承認** をすること（必須）
- 学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べ**できること
- 教職員の任用**について、教育委員会に**意見を述べ**できること

## <コミュニティ・スクールのイメージ>



# コミュニティスクールの指定状況

▶ 国の目標は、全公立小中学校の1割(約3,000校)を目指す

幼稚園109 小1819 中835 義務教育学校7 高25 特別支援11 (28年4月現在 2,806)

## コミュニティ・スクールの指定状況

コミュニティ・スクール: 46都道府県内 2,806校(平成28年4月1日現在)

(幼稚園109、小学校1,819、中学校835、義務教育学校7、高等学校25、特別支援学校11)

